

香港における公訴時効類似の制度導入拒絶に関する一考察

——保辜制度および一年一日原則に関して

香港法律改革委員会『殺人罪行的一年零一日規則研究報告書』を読む——

The Essay of the Refusal to Introduce Similar Prosecuted statute of limitations System
in Hong Kong : Read THE LAW REFORM COMMISSION OF HONG KONG "REPORT ON THE YEAR AND
A DAY RULE IN HOMICIDE" for System of BAOGU and Year and day rule

高橋 孝治

- I. はじめに
- II. 香港における一年一日原則の取り扱い
- III. いくつかのまとめ
- IV. 結びにかえて

香港はイギリスの植民地としての経験を持ち、さらに古代中国の伝統も引き継いでいるはずである。ところで、古代中国の保辜制度と、イギリスの一年一日原則はほぼ同じ制度であると言える。それにも関わらず香港には一年一日原則が適用された例は見つからない。これはなぜなのかを考察するのが本稿の目的である。本稿は、香港法律改革委員会（1997）『殺人罪行的一年零一日規則研究報告書』（非公開資料）を評釈する形式でこの疑問を解決すべく考察を行う。本稿の結論としては、古代中国の伝統であり、イギリスでも同様の制度が認められていたものの、香港という植民地にとっては当該制度は導入できないものだったのではないかと指摘する。これをもって、「伝統」的制度があったとしても政府の意向で伝統は断絶するものであるとも述べる。

キーワード：香港法，中国法，植民地法制，公訴時効制度，比較法

* 在台湾日系調査機関 研究員（中国政法大学 刑事司法学院 博士課程修了生・法学博士）

※本稿で [] は直前の日本語の中国語原文を表し、初出にのみ付した。

I. はじめに

1. 問題の所在

中華人民共和国（以下「中国」という）には、香港特別行政区（以下「香港」という）という地域がある（以下、「中国」というときはいわゆる世界貿易機構（WTO）の独立関税地域（いわゆる、台湾、澎湖、金門、馬祖、香港、マカオを除いた地域）を指すこととする。すなわち、「中国」という言葉の中には「香港」を含まない）。香港は、イギリスの植民地の経験を持ち（イギリスの植民地だった時代の香港を特に強調する場合は「英領香港」という）、現在も基本的に英領香港時代の法制度と生活様式が維持されている（香港特別行政区基本法（1990年4月4日公布、1997年7月1日施行）第5条）。つまり、香港は中国とは異なる法制度が適用されているわけであるが、香港でも英領香港時代より前には中国にかつて存在した王朝の法制度が適用されていた時期もあった（金 2011：p.44）。ここから、香港は制度上イギリス法を基本とした法制度が適用されているものの、古代中国の伝統もある程度は引きついていると言える。

ところで、古代中国の保辜（バオグー）と呼ばれる制度と、イギリスの一年一日原則〔一年零一日規則〕（Year and day rule）と呼ばれる制度はほとんど同じ制度であると言える。保辜制度とは、他人に傷害を加えた後、加害者が被害者に積極的に治療を施したにも関わらず、被害者が一定期間内に死亡し

た場合は殺人罪で処罰し、当該一定期間内に死亡しなかった場合もしくはその他の原因で死亡した場合は傷害罪で処罰するという制度である（陶 2003：p.77；牛 2003：p.27；高橋 2015：p.65）。この一定期間とは、例えば唐時代の「唐律疏議」第21卷「斗詆律」第307条では、手足により殴打もしくは傷害を与えた場合には10日、道具を用いて殴打もしくは傷害を与えた場合は20日、刀もしくは熱湯により傷害を与えた場合は30日、手足や骨を折った場合は50日と定められていた。また、英領香港となる直前に香港を統治していた清朝は、以下の保辜期間を定めていた。手足、その他の道具、刀や熱湯で傷害を負わせた場合には10日、手足を折るもしくは墮胎させた場合には20日（大清律集解附例）。手足やその他の道具で傷害を与えた場合には、20日、刀を用いた傷害や火傷を負わせた場合は30日、骨を折ったり、墮胎させた場合には50日（大清律例）。保辜制度は、文献で確認できる限りでは少なくとも春秋戦国時代には既に存在したが（王 1997：p.394；浦 2000：p.488）、清朝末期の法制度改革で西洋型の法制度が導入される中で保辜制度は廃止された（鄧＝陳 2002：p.58）。

そして、一年一日原則とは、他者に傷害を与えた場合に加害行為日から1年と1日が経過するまでに被害者が死亡すれば殺人罪として取り扱い、1年と1日を経過しても被害者が死亡しなかった場合には、殺人罪で起訴できなくなるという制度である（Feinberg 1962：p.345；E. Walther 1992：p.1337）¹。一年一日の原則は、最も古い文献で16世紀半ばにイギリスで出版された刑事法の教科書にその記述があるという（道谷 2004：p.3）。

しかし、イギリスでは1996年に一年一日原則は廃止された(1996年法令改革(一年一日原則)法(Law Reform (Year and a Day Rule) Act 1996. 1996年 第19章). 1996年6月17日公布(道谷 2004 : p.19).

なお、公訴時効制度とは、犯罪の発生後、一定時間が経過すれば、どんなに証拠が固まっていたとしても、刑事訴追できなくなるという制度である。保辜制度や一年一日原則は、時間の経過で刑事訴追できなくなる制度ではないものの、一定時間の経過で処罰に何らかの影響を与える制度という意味で、公訴時効制度類似の制度と呼ばれることがある(道谷 1994 : p.140の註1 ; 道谷 2004 : p2~3).

清時代を含めた古代中国には、保辜制度という傷害行為もしくは暴行行為があった場合に、一定の時間経過で殺人罪として扱うか、傷害罪もしくは暴行罪として扱うかを判断する制度があったにも関わらず、ほぼ同じ制度である一年一日原則は英領香港では適用されていなかった。なぜ、一年一日原則を受け入れる下地とも言える制度があったにも関わらず一年一日の原則は香港では受け入れられなかったのか。これを検討するのが本稿の目的である。

この問題に関しては、管見の限り先行研究は存在せず、近い話題の文献としては、香港法律改革委員会が1997年に作成した香港における一年一日原則の適用状況についてまとめた報告書である香港法律改革委員会(1997)『殺人罪行的一年零一日規則研究報告書』(非公開資料。以下「当該報告書」という)くらいしか存在しない²。イギリスでは一年一日原則は、1996年6月17日に1996年法令改革(一年一日原則)法によって廃止になったわけだ

が、この法令は英領香港には適用されなかった(当該報告書2頁)。そのため、英領香港では一年一日原則の適用をどのようにするのか、また一年一日原則に代わってイギリスで適用されることになった処理方法(1996年法令改革(一年一日原則)法第2条)も英領香港には適用しないということでもいいのかという議論が起こった。これに対する回答を得るために作成されたのが当該報告書である。本稿では、当該報告書に対する評釈を交えて、なぜ香港には一年一日原則が適用されなかったのかという問題の検討を行いたい。そして、香港のこの問題を素材に、中国における公訴時効制度である訴追時効制度[追訴時効制度]の背景思想も見ていきたい³。

2. 議論の前提——香港法の歴史と構成

本節では、議論の前提として香港法の歴史と概要について確認しておく。いわゆる「香港」は、香港島、九龍、新界の3つの領域からなっている。そして、清時代の途中までは、古代中国に存在していたそれぞれの王朝の一部であった(劉 2016 : p.7~8)。しかし、アヘン戦争(1840年~1842年)により、イギリス軍が1841年1月25日に香港島に上陸し、占領した(周 2010 : p.24 ; 劉 2016 : p.53)。そして、アヘン戦争を終結させるためにイギリスと清朝が1842年8月29日に締結した南京条約によって1843年4月5日に香港島がイギリスに正式に割譲された(韋爾許 2015 : p.116 ; 劉 2016 : p.27)。そして、同日イギリス政府は香港島で憲法に相当する「英王制詰(The Letters Patent. 「香港殖民地憲章」ともいう)」とこれを補充する「王室訓令(Royal

Instructions)」を制定した(廣江 2005 : 33 ; Stefan and Chui 2012 : p.4). このうち英王制詰ではイギリス政府は香港の法律の制定, 廃止, 改正を行う権利を持つと規定された(劉 2016 : 51). そして香港立法局の1845年第6号法例で, 香港に適合しないものを除き, イギリス法が適用され, さらに香港最高法院(香港返還後の「高等法院」. なお, 「法院」とは裁判所を意味する)は全てイギリスの裁判所を手本に判断を行うことも規定された(劉 2016 : 51). これにより, イギリスの成文法(1843年4月5日にイギリスで施行されていた法律のうち香港の事情に合うもの, それ以降に制定された法律については, 枢密院命令により香港に適用されることになったもの, 明文で香港に適用されるとされたもの)およびコモン・ロー(Common Law. 普通法), エクイティ(Equity. 衡平法), 香港立法局による条例および付属立法, 中国の慣習法が香港で適用されることになった(陳弘毅=陳文敏 [ほか] 2009 : p.24 ; 高見澤=鈴木 2010 : p.60 ~ 61). コモン・ローとは, イギリス国王によって設立された裁判所の先例から築き上げられた一団の法原理である(ラートブルフ 1967 : p.22 ; ジェームズ 1985 : p.32). なお, 香港で適用されるのは, イギリスの先例に限らず, オーストラリア, ニュージーランド, マレーシア, カナダ, アメリカ, インドなど他のコモン・ロー体系の国の先例も直接適用されたり参考にされたりする(陳弘毅=陳文敏 [ほか] 2009 : p.21). そして, 国王の裁判所のコモン・ローで救済を得られなかった者たちは, 大法官に救済を求めており, 大法官はこのような救済されない者を救済するためにコモン・ローの欠陥を改善するための法

原則を発展させることになった. このような大法官府裁判所において, 生み出されたコモン・ローを修正するための法原則をエクイティという(ラートブルフ 1967 : p.22 ; ジェームズ 1985 : p.37 ~ 39). また, 後の1966年1月7日に香港では「イギリス法適用条例 [英國法律應用條例]」が公布され, イギリス法の成文法のうちどの法律が香港に適用されるのかが列挙されるようになった(1997年7月1日香港特別行政区基本法施行に伴い廃止).

時を戻し, アロー戦争に対する天津条約の追加条約として1860年10月24日には北京条約が締結され, 九龍は香港の一部としてイギリスに割譲された(Stefan and Chui 2012 : p.3 ; 劉 2016 : p.32 ~ 33). さらに1898年6月9日に中国(当時は「清朝」とイギリスで「香港地域拡張に関する条約 [展拓香港界址專條]」が締結され, これにより同年7月1日から, 中国の深圳河以南の領土および付属諸島(いわゆる「新界」)が香港の一部としてイギリスに99年間租借されることになった(Stefan and Chui 2012 : p.3 ; 劉 2016 : p.33). こうして, 香港島, 九龍, 新界の全てがイギリスに統治されることになった.

ところで, 第二次世界大戦により, 1941年12月25日に日本は香港を占領し, 1942年1月1日には日本軍政庁が置かれた(周 2010 : p.142 ; 劉 2016 : p.294 ~ 295). そして, 1945年8月30日にイギリスが香港の主権回復をするまでの期間は上記イギリス法適用は中断されることになる(周 2010 : p.150 ; 韋爾許 2015 : p.393). しかし, この期間を除き, 香港は一貫してイギリスの植民地であった. ところが, 永久割譲だった香港島と九龍とは異なり, 新界は99年の期限付き租借であり,

その期限が近づくと中国とイギリスで香港の取扱に関する話し合いが行われるようになった。1979年3月下旬に香港総督のマクルホースが北京を訪問し、新界の租借期限経過以降も租借を継続したい旨を鄧小平に伝えたが、鄧小平はこれを拒絶したという（中野1996：p.17；劉2016：p.326）。1997年7月1日以降はイギリスは新界統治の法的根拠を失うわけだが、新界は香港の土地の92%を占め、主要な産業なども新界に存在しており、新界なしに香港島および九龍は存在できなかった（廣江2005：p.12；劉2016：p.328）。このため、1984年9月26日に署名された中英共同声明で、1997年7月1日に新界のみならず香港島および九龍を含めた香港全域が中国に返還されることになった（廣江2005：p.13；韋爾許2015：p.463～464）。

しかし、中国は香港の繁栄を維持するために1982年12月4日の中国憲法の全面改正時に、第31条に「国家は必要なときに特別行政区を設置することができる」との条文を置いた。さらにこの憲法改正を受けてI. 1.でも述べた香港特別行政区基本法が1990年4月4日に公布され、香港は中国に返還された後も原則として英領香港時代の法制度が返還後も50年は維持されることとなった。香港が中国に返還されて、英領香港時代から変更になった法制度は以下の部分である。香港の外交事務と防衛、行政長官および主要公務員の任命、緊急状態の決定、香港特別行政区基本法の解釈権と改正権は、中央人民政府（中国政府）が持つ（香港特別行政区基本法第13条第1項、第14条、第15条、第18条第4項、第158条、第159条）。また、香港に直接適用される中国の法は、「中華人民共和國国旗・

紀年・国家・国旗に関する決議 [關於中華人民共和國國都、紀年、國歌、國旗的決議]」、「中華人民共和國國慶日に関する決議 [關於中華人民共和國國慶日的決議]」、「中央人民政府の中華人民共和國國章を公布する命令 [中央人民政府公布中華人民共和國國徽的命令]」の付録（國章図案、説明、使用方法）[附：國徽図案、説明、使用弁法]、「中華人民共和國政府の領海に関する声明 [中華人民共和國政府關於領海的聲明]」、「中華人民共和國國籍法」、「中華人民共和國外交特權と免除条例 [中華人民共和國外交特權与豁免条例]」であった（香港特別行政区基本法第18条、附件三）。しかし、香港特別行政区基本法公布後に香港特別行政区駐軍法（1996年12月30日公布、1997年7月1日施行）も香港に直接適用されることとなった。

また、香港返還に伴い、終審法院が設立された（香港終審法院條例（1997年7月1日公布・施行）第3条）。英領香港では、イギリスの枢密院司法委員会が終審法院の役割を果たしており、香港領域内には終審法院の機能を持つ機関は存在しなかった（陳弘毅＝陳文敏 [ほか] 2009：p.31）。これに伴い、英領香港では「最高法院」と呼ばれていた機関は「高等法院」へと名称変更した（香港回歸條例（1997年7月1日公布・施行）第8条）（陳弘毅＝陳文敏 [ほか] 2009：28）。終審法院は、香港で制定された法の最終解釈を行う権限を持ち、最終的な審判を下す機関である。さらに、英領香港での香港立法局は、香港返還に伴い、香港特別行政区立法会と改名した。

II. 香港における一年一日原則の 取り扱い

1. 保辜制度と一年一日原則，香港について

I. 1. で述べたように，保辜制度と一年一日原則では，その期間が，被害者に対する殴打の方法により異なるものの最大でも50日程度という保辜制度と，1年と1日を期間とする一年一日原則では異なる。しかし，傷害行為もしくは暴行行為があつて，その後一定期間内に被害者が死亡するか否かで殺人罪として取り扱うか暴行罪もしくは傷害罪として取り扱うかを決定する制度という点では共通している。そして，その趣旨なども，医療技術が未発達なうちは，あらかじめ決められた一定期間内に被害者が死亡するか否かを殺人罪適用の基準としていたという点で同様と言える（高橋 2015：p.68）。

一年一日原則は，コモン・ローの一部としてイギリスで適用されていたものである（道谷 2004：p.2）。ところが，中国の慣習法およびコモン・ローが適用されていたはずの英領香港では一年一日原則により起訴制限を受けた事例は存在していない（当該報告書2頁；Jackson 2003：p.496）。英領香港でコモン・ローが適用されていたというならば一年一日原則は適用されていて然るべきであるし，中国の慣習法が重んじられていたというなら，保辜制度が適用されていて然るべきである。もちろん，保辜制度は条文が存在しており，慣習法ではない。しかし，少なくとも中国の伝統法ではあり，一年一日原則を受け入れる下地は香港を含めた古代中国にもあったと言えよう。この意味で，保辜制度と類似してい

る一年一日原則が香港で適用されていなかったことは，コモン・ローおよび中国の慣習法が適用されていたはずの英領香港では，二重の意味で疑問が噴出する点と言える。

なぜ香港では一年一日原則が適用されていなかったのかについては理由は定かではない。この理由の検討は私見をII. 3. で述べることとして，まずは当該報告書に記されているイギリスでの一年一日原則廃止時の議論をII. 2. で検討したい。

2. 香港での一年一日原則廃止時の議論

一年一日原則廃止に伴いイギリスで殺人罪と傷害罪もしくは暴行罪を分けるために適用されることになった処理方法は，司法庁の提起もしくは同意により，傷害行為もしくは暴行行為から3年以内に死亡したかで判断するというものであった（1996年法令改革（一年一日原則）法第2条）。

ところが，1996年法令改革（一年一日原則）法は，イングランド，ウェールズ，北アイルランドのみに適用され（1996年法令改革（一年一日原則）法第4条），英領香港には適用されなかった。そのため，この1996年法令改革（一年一日原則）法第2条の処理方法が英領香港に適用されなくてよいのかという議論が起こったのである。

当該報告書13～14頁によれば，以下の理由から1996年法令改革（一年一日原則）法第2条の処理方法は，英領香港では適用されなくても問題ないということである。①検察側は，起訴理由を十分に吟味して訴訟を行っているため。②判例法では「同一罪名で再度起訴することを禁止する」というルールが確

立しており、被告人には殺人罪か傷害罪で二重起訴されることはないため、③殺人罪で起訴するか傷害罪で起訴するかで訴訟手続きが遅れたり誤判の可能性があったりしたとしても、それを回避する方法が既に判例で確立しているため、④被告人は、挙証責任についての保障を受けており、検察側は十分な証拠を提出しなければならず被告人には不利とならないため、⑤被告人に殺人の故意があった場合、検察側はそれを証明しなければならず、被告人は保護を受けているため。

当該報告書は、以上の5つの理由を挙げている。しかし、これらは英領香港に限らず、イギリスを含め一般的に近代法が導入されていればどこの国でも導入されているルールである。そのため、律政司(英領香港の「司法庁」)の判断により、暴行行為もしくは傷害行為から3年以内に被害者が死亡するか否かで致死罪を適用するか否かを判断するという処理方法を適用しなくて構わないという明確な理由付けにはならない。これはあくまで1996年法令改革(一年一日原則)法が英領香港で適用されない中で、「適用されなくても構わない」ことを示すために提起された理由付けと言えよう⁴。

英領香港に一年一日原則が適用されていなかったことも同様に明確な理由は示されていない。しかし、律政司がその適用を判断した案件に限るとはいえ、暴行行為もしくは傷害行為から3年以内に死亡するか否かで致死罪の適用を判断するという一年一日原則にやや類似する制度を導入しない理由を、このような英領香港に特別な理由とは言い難い理由で説明しようとしている点から、英領香港で一年一日原則を適用しなかった明確な理由も存

在しないと言えるように思える。

3. 香港での一年一日原則不適用の理由の検討

英領香港において、一年一日原則が適用された例がない理由については、管見の限り先行研究は一切存在せず、公式の資料も存在しない。本節では、香港で一年一日原則が適用されていなかった理由を考察するが、資料の不存在のため、本節の内容は状況から考えて述べているところが大きいことをあらかじめ記しておく。

一年一日原則の欠点としては、明らかに殺意を持って殺害行為を行ったとしても被害者が1年と1日経過後に死亡した場合には殺人罪に問えないことや(当該報告書4～5頁)、医療技術の発達で傷害を負っても生命維持ができるようになったことなどがあるが(当該報告書5頁)、特に傷害罪もしくは暴行罪と確定するまでに一年と一日という長い時間を必要とすることが問題となるように思われる(当該報告書6頁は直接的には「比較的長い時間を必要とすることが欠点」とは述べていないが、そのように読み取れる表現をしている)。つまり、一年一日原則が適用されると、傷害罪なのか殺人罪になるのかが曖昧な事例に対し、迅速に訴訟を行うということが難しくなるのである。そして、英領香港ではイギリスの植民地として、イギリス統治に対する抵抗運動なども起こっていた(周 2010:p.70; 吉川=倉田 2016:p.377)。すなわち、このような抵抗運動を、法的に迅速に処罰するためには、行われた行為が傷害なのか殺人なのか確定するまで1年と1日経過するまで待

つという制度は受け入れがたいものだった可能性がある。

もちろん、このようなイギリスに対する抵抗運動に対する迅速な対応というだけでなく、イギリスも香港に対して高い統治能力があることを示したい場合には、やはり迅速な裁判を行うことができなくなる一年一日原則の適用はできないということになる⁵。なお、Jackson (2003 : p.496) では、上記の医療による生命維持技術が発達したために一年一日原則は適切ではなくなったことや、他人にHIVを感染させ数年後に発病するなどの傷害の方法も考えられ、この点でも一年一日原則は適切ではないとの理由が述べられている。しかし、これはイギリスでも同じことであり、イギリスでは1996年に一年一日原則が廃止されたにも関わらず、なぜ英領香港では一貫して適用されていないのかという点からは回答になっていない。このような理由をあげるなら上記の植民地であることを理由とする方が適当であると言えるのではないだろうか。

ところで、上記の理由付けも先に述べたように状況から考えて述べているものである。しかし、伝統的にも保辜制度を持っていたはずの香港で同様の制度である一年一日原則が適用されていない理由としては、上記のように考えることが適当であろう。特に英領香港の法院の裁判官は、ロンドンからの派遣だったり、イギリスをはじめとする他のコモン・ロー体系の国の弁護士資格を持つことが任用資格だったりしており（尤 2012 : p.151～152）、英領香港の裁判官が一年一日原則を知らなかったというわけではない。このことから香港での一年一日原則の不適用には何らかの政治的配慮があったということが言える

であろう。

また、一般的にコモン・ロー体系の中では、公訴時効制度は認められていないと言われて（道谷 1994 : p.135）。しかし、イギリスでは個別の立法の中で公訴時効制度は認められ（道谷 1994 : p.135）、特にイングランドとウェールズでは1952年に制定された治安判事裁判所法（Magistrates' Courts Act 1952）第104条で一般的制度として、簡易な犯罪に対して6ヶ月の公訴時効制度を認めた（克羅斯＝琼斯 1991 : p.433；法務省〔公開年不明〕）。これに対し、香港では公訴時効制度は一切認められていない⁶。近い制度としては、起訴時効制度〔検控時効制度〕（Limit of time for complaint or information）という制度が香港では認められている（裁判官条例（1933年1月1日公布・施行）第26条）。しかし、起訴時効制度は、一般市民が成文法を根拠とする簡易な犯罪について告発や申立を行うにはその行為が行われてから6ヶ月以内に行わなければならないという制度であり、検察などによる公訴は対象となっておらず（趙 1997 : p.47；郭＝何 2009 : p.176～177）、日本という告訴期間の制度に相当すると言える。ここからイギリスでは簡易な犯罪については公訴時効制度が導入されているのに対し、基本的にイギリス法を適用しているはずの香港では、公訴時効制度が導入されていないということが言える。ここからも宗主国であるイギリスと比べると植民地である香港は、公訴時効制度の導入を拒んでいたと言えるだろう。この公訴時効制度導入の拒否には、やはり植民地支配に対する抵抗運動に対していつでも起訴できるようにしたり、犯罪捜査が単なる時間の経過に左右されないなど

イギリスの高い統治能力を誇示するという精神が背景にあるように思われる（なお、起訴時効制度は香港オリジナルの制度ではなく、イギリスの制度を模範にしたものである）。

Ⅲ. いくつかのまとめ

1. 伝統の継続と政府

香港では、一年一日原則という公訴時効制度類似の制度は適用されていなかった。しかも、香港では、一年一日原則とほぼ同様の効果を持つ保辜制度を伝統的には持っていたにも関わらずである。このことから、例え「伝統」があったとしてもそれは政府の意思によって、いわば上から「伝統が消滅」することもあると言えそうである。英領香港の裁判官は、特に英領香港初期には基本的に他のコモン・ロー体系国の専門家が就任しており、政治的配慮なくして一年一日原則が適用されなかったとは考えにくいからである⁷。

保辜制度と一年一日原則はほぼ同等の制度だが、特に保辜制度と公訴時効制度は、非訴思想の表れや司法資源の節約、刑事法の謙抑性のといった点では同様の制度趣旨を持っている（高橋 2015：p.68）。しかし、それにも関わらず古代中国で公訴時効制度が導入されなかったのは、古代中国では皇帝の名の下に裁判を行っており、皇帝が訴訟の進行を遅らせたために単に時間が経過したことのみをもって訴訟ができなくなる制度は導入し難いものだったのではないかと筆者は指摘したことがある（高橋 2015：p.68）。すなわち、保辜制度は、既に公訴時効制度の趣旨と同様の思想を持っていた古代中国で、皇帝のために

単なる時間の経過で訴訟を行うことができなくなる制度は導入できないという矛盾から生まれた妥協の制度である可能性がある。これは、訴追時効制度を法律の条文上は導入しつつも、政府が訴追時効制度の規定を無視して政治的に処罰を行っている現在の中国にも同様の矛盾がある（高橋 2017：p.54～55）。そのため、現在の中国では、訴追時効制度を導入しつつも、時効の完成が認められにくいなどの特徴があり、この点に着目すると、古代中国と連続しているように見えるとも筆者は指摘したことがある（高橋 2015：p.69）。

しかし、本稿で見たように香港を素材に見ると、もともと香港にも保辜制度という伝統があり、宗主国となったイギリスにも一年一日原則という類似した制度があるにも関わらず、政治的理由と考えられる理由でこれらの制度が導入されないこともあり、しかも実際に適用された例が見当たらないということもある。この意味では、市民の考え方などならいざ知らず、制度の背景にある伝統というのは政府の意向によって断絶することが可能であると言えそうである。すると、先の中国では訴追時効制度が導入されているにも関わらず、その規定を無視して政治的に処罰を行っているという例から見ると、現在の中国は「古代中国の伝統を引き継いでいる」と述べるのは適切ではなく、あくまで「現在の中国は（伝統とは関係なく）現在の政治的理由から訴追時効の完成を認めようとはしていない」と述べるのが適切と言えるだろう。

2. 香港における一年一日原則適用問題

一年一日原則がイギリスで廃止された理由は、II. 3. で述べたように、明らかに殺意を持って殺害行為を行ったとしても被害者が一年と一日経過後に死亡した場合には殺人罪に問えないことや、医療技術の発達で傷害を負っても生命維持ができるようになったことなどが理由と言われている。これらは合理的な理由と言えると考えられる。しかし、それならば、1996年法令改革（一年一日原則）法第2条に規定された司法庁の提起もしくは同意により、傷害行為もしくは暴行行為から3年以内に死亡したかで判断するという新しい処理方法は「3年」と「1年と1日」よりも期間が長くなっており、適切ではない改正がなされたとの反論が考えられる。そこで、本節ではこの疑問に対してあらかじめ筆者なりのさらなる反論を述べておく。

一年一日原則では、基本的に機械的に傷害行為もしくは暴行行為から1年と1日を超えた日に被害者が死亡するか否かで判断していたのに対し、1996年法令改革（一年一日原則）法第2条の処理方法は、あくまで「司法庁の提起もしくは同意」が必要なのである。この点から、司法庁の恣意の介入という虞はあるものの、全ての事件で3年経過することを待つわけではないと言える。そのため、一年一日原則施行時と比べて、明らかに殺意を持って行われた殺害行為や傷害を負わされたが長期間生命維持ができていられる場合にも、殺人罪や傷害罪など合理的な罪状で迅速に裁くことができる方法は開けたと言える。

IV. 結びにかえて

本稿では、当該報告書を見ながら保辜制度という伝統があった香港において一年一日原則が導入されていなかった理由を考察してきた。そして合わせて、香港と一年一日原則を素材に、過去に類似した制度があったとしても、制度導入に関して言えば伝統は政府の意向によって断絶しうることを指摘した。さらに、それをもって現在の中国と古代中国の制度の発想に類似した点を見ることができて、単純に「伝統は継続している」と述べてはならないことも指摘した。

また、これまでの香港法の研究というと中国と香港の比較研究が多数を占めていたものの、宗主国であるイギリスと比較を行うことで、イギリスには簡易な犯罪に対する公訴時効制度が導入されているにも関わらず、イギリス法を基本的に引き継いでいるはずの香港には公訴時効制度が全く導入されていなかったという香港の特色をより明らかにすることも成功したように思える。比較法においては、比較する両国が「共通の種類に属するという事情があること」が必要と言われている（廣渡 2007：p.3）。確かに、イギリスとその植民地であった香港を比較することにより、香港の特徴はより明らかになったと言えるように思う。しかし、管見の限り比較法の分野ではまだ宗主国と植民地の比較研究の成果は多くないようにも思える。今後はこのような比較研究も行われるべきであろう。

【資料】

1996年法令改革（一年一日原則）法

本法は「一年一日原則」の廃止、ならびに

当該原則の廃止に伴う特定状況下での致死罪に対する法的取り扱いの変更を行うものである。(1996年6月17日)

女王陛下は今国会の上院の神職議員、上院の帰属議員および下院議員の意見を参照し、当該議員の同意と授権を得て以下の法令を制定する。

1 各方面から「一年一日原則」と呼ばれている規定(死亡および自殺幫助に関して、もし被害者が何らかの作為または不作為がなされてから一年と一日経過後に死亡した場合、その作為または不作為が被害者の死亡に関係あるものと推定してはならないとすること)は廃止する。

2

(1) 本条が適用される法律手続きは、司法庁が提起もしくは司法庁の同意があれば提起できる。

(2) 以下の場合に、致死罪を犯した者への法律手続きを行う。

(a) 致命的損傷を被害者の死亡の3年以内に受けていた場合、もしくは

(b) 被告が被害者の死亡に関連していて、その関連時効が既に別の罪状として確定している場合

(3) 第2項にいう「致死罪」とは

(a) 謀殺、誤殺、嬰兒殺害またはその他の犯罪で、人の死亡を誘引する要素を含む犯罪をいう。もしくは

(b) 他者の自殺への協力、教唆、

(4) 刑事検察所所長が提起もしくは刑事検察所所長の同意により、本条の法律手続きを適用しないことができる。

(5) 本条を北アイルランドで適用する場合

には

(a) 第1項にいう律政司は北アイルランド律政司を指す。さらに

(b) 第4項にいう刑事検察所所長とは北アイルランド刑事検察所所長を指す。

3

(1) 本法令は「1996年法律改革(一年零一日規則)法令」という。

(2) 第1条の規定は、当該条文中の規則を本法令通過前に行われた作為もしくは不作為(または最後の作為もしくは不作為)により被害者が死亡した案件に適用することを妨げない。

(3) 第2条の規定は、本法令通過から2ヶ月経過後に発効する。ただし、当該条文は、当該期間内(および当該期間経過後)に行われた死亡の誘引行為に対しても適用する。

(4) 本法令はイングランド、ウェールズおよび北アイルランドに適用する。

裁判官条例第26条

成文法による犯罪行為(公訴できる犯罪を除く)で、告発や申立について時効の規定がないものについては、告発もしくは申立はその発生から6ヶ月以内に行わなければならない。

注)

1 日本語で一年一日原則については、道谷(2004:p.2以下)が詳しい。

2 筆者は香港中央図書館に所蔵され、閲覧可能となっている当該報告書を閲覧した。

3 中国では、「公訴」のみならず、被害者

もしくは法定代理人が直接刑事訴訟を提起する「自訴」という方法が認められており、さらに自訴も時効の対象となることから「公訴時効制度」と呼ぶことは適切ではない（高橋 2016：p.77）。

- 4 例えば、公訴時効制度に対してもいくつか制度の存在意義を説明する学説が存在するが（例えば、時の流れで証拠が散逸するためとか、時の流れで犯人に対する処罰感情が薄れるためといった学説）、これらも既に存在した制度を説明するために後からできた学説と指摘されている（毎日新聞社会部 2009：p.123～124）。
 - 5 例えば、日本統治初期の台湾においても同様の傾向が見られる（後藤 2009：p.56～64）。
 - 6 例えば、趙（1996）や趙（1997）、郭＝何（2009）、Jackson（2003）などには公訴時効制度についての記述は一切存在しない。
 - 7 千葉（1970 p.204）も、伝統の継続や消滅には政治権力による影響があると述べる。
- ・高橋孝治（2017）「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』（21号）東アジア学会。
 - ・高見澤磨＝鈴木賢（2010）『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ（叢書中国的問題群3）』岩波書店。
 - ・千葉正士（1970）『祭りの法社会学』弘文堂。
 - ・中野謙二（編著）（1996）『香港返還——その軌跡と展望』大修館書店。
 - ・廣江倫子（2005）『香港基本法の研究——「一国両制」における解釈権と裁判管轄を中心に——』成文堂。
 - ・廣渡清吾（2007）『法システムⅡ：比較法社会論——日本とドイツを中心に』放送大学教育振興会。
 - ・フィリップ S. ジェームズ（矢頭敏也（監訳））（1985）『イギリス法（上）序論・公法』三省堂。
 - ・法務省（〔公開年不明〕）「公訴時効制度に関する外国法制の概要」〈法務省ホームページ〉<http://www.moj.go.jp/content/000003885.pdf>（筆者は2017年12月4日閲覧）。
 - ・毎日新聞社会部（2009）『時効廃止論——「未解決」事件の被害者家族たち』毎日新聞社。
 - ・道谷卓（1994）「公訴時効——歴史的考察を中心として」『関西大学法学論集』（43巻5号）関西大学法学会。
 - ・道谷卓（2004）「殺人罪における一年一日原則——英国の公訴時効類似の制度について」『奈良法学会雑誌』（16号）奈良産業大学法学会。
 - ・吉川雅之＝倉田徹（編著）（2016）『香港を知るための60章』明石書店。
 - ・ラートブルフ（久保正幡＝林深山〔ほか〕

【参考文献】

[日本語文献（50音順）]

- ・金永完（2011）『中国における「一国二制度」とその法的展開——香港・マカオ・台湾問題と中国の統合——』国際書院。
- ・後藤武秀（2009）『台湾法の歴史と思想』法律文化社。
- ・高橋孝治（2016）「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』（111号）慶應義塾大学。

- (訳) (1967) 『イギリス法の本質 (ラートブルフ著作集第6巻)』 東京大学出版会.
- [中国語文献 (ピンインアルファベット順)]
- ・ 陳弘毅 = 陳文敏 [ほか] (編) (2009) 『香港法概論』 (新版) 香港・三聯書店 (香港) 有限公司.
 - ・ 鄧劍光 = 陳真 (2002) 「論保辜制度」 『汕頭大學學報人文社會科學版』 (18卷2期) 中国・汕頭大學.
 - ・ 法蘭克・韋爾許 (Frank Welsh), (王皖強 = 黃亞紅 (共訳)) (2015) 『香港史——從鴉片戰爭到殖民終結』 香港・商務印書館 (香港) 有限公司, 2015年.
 - ・ 高橋孝治 (2015) 「中国追訴時効制度的背景——從古代中国法的觀點」 『理論界』 (2015年1期) 中国・遼寧省社會科學學會聯合會.
 - ・ 郭天武 = 何邦武 (2009) 『香港刑事訴訟法專論』 中国・北京大學出版社.
 - ・ 劉蜀永 (主編) (2016) 『簡明香港史』 (第3版) 香港・三聯書店 (香港) 有限公司.
 - ・ 魯珀特・克羅斯 = 菲利普・A・琼斯 (理查德・卡德 (修訂), 趙秉志 = 張智輝 [ほか] (訳)) (1991) 『英国刑法導論』 中国・中国人民大学出版社.
 - ・ 牛忠志 (2003) 「借鑑古代保辜制度」 『北京理工大学學報 (社會科學版)』 (5卷3期) 中国・北京理工大学.
 - ・ 浦衛忠 (整理) (2000) 『春秋公羊伝訳注疏 (十三經注疏)』 中国・北京大學出版社.
 - ・ 陶涛 (2003) 「中国古代保辜制度探析」 『淮北煤炭師範學院學報 (哲學社會科學版)』 (24卷5期) 中国・淮北煤炭師範學院.
 - ・ 王維提 (1997) 『唐文書撰——春秋公羊伝訳注』 中国・上海古籍出版社.
 - ・ 香港法律改革委員會 (1997) 『殺人罪行的零一年規則研究報告書』 非公開資料.
 - ・ 尤韶華 (2012) 『香港司法體制沿革』 香港・商務印書館 (香港) 有限公司.
 - ・ 趙秉志 (主編) (1996) 『香港刑法』 中国・北京大學出版社.
 - ・ 趙秉志 (主編) (1997) 『香港刑事訴訟程序法綱要』 中国・北京大學出版社.
 - ・ 周子峰 (編著) (2010) 『圖解香港史——遠古至1949年』 香港・中華書局.
- [英語文献 (アルファベット順)]
- ・ Donald E. Walther (1992), "Taming A Phoenix: The Year-and-a-Day Rule in Federal Prosecutions for Murder" *The University of Chicago Law Review*, (Vol.59 No.3) USA: University of Chicago.
 - ・ Joel Feinberg (1962), "Problematic Responsibility in Law and Morals" *The Philosophical Review*, (Vol.71 No.3) USA: Duke University.
 - ・ Michael Jackson (2003), *CRIMINAL LAW IN HONG KONG*, HONG KONG: Hong Kong University Press.
 - ・ Stefan H C Lo and Wing Hong Chui (2012), *The Hong Kong Legal System*, HONG KONG: McGraw-Hill.